

(目的)

第1条 この告示は、市が発注した建設工事のうち特に優れたものを施工した請負業者及び技術者を表彰することにより、その建設技術の向上を図り、もって市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)以下「法」という。第2条第1項の建設工事
- (2) 請負業者 法第2条第3項の建設業者で、市が発注した建設工事を請け負ったもの
- (3) 現場代理人 法第19条の2第1項の現場代理人
- (4) 主任技術者 法第26条第1項の主任技術者
- (5) 監理技術者 法第26条第2項の監理技術者

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事表彰
 - (2) 優良技術者表彰
- (優良工事表彰の対象)

第4条 優良工事表彰の対象となる建設工事(以下「優良工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 表彰を実施する年度の前年度(以下「表彰対象年度」という。)に完成し、かつ、1件の請負金額が300万円以上のもの
 - (2) 横手市工事成績評定要領(平成17年横手市訓令第48号)に基づく評定において「優れた工事」と評価されたもの
- (優良技術者表彰の対象)

第5条 優良技術者表彰の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 優良工事に係る現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、工事監督の中心となった者
- (2) 表彰対象年度の3月31日現在において優良工事の請負業者に2年以上継続して勤務している者
- (3) 表彰日現在において当該請負業者に雇用されている者

(推薦)

第6条 建設工事を主管した課室等の長は、優良工事のうち他の模範となる取組みを行ったと認められるものについて、優良工事推薦調書(別記様式)により次条の審査委員会に推薦するものとする。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により推薦された優良工事について客観的に審査を行い、優良工事表彰及び優良技術者表彰の候補者を選考するため、横手市優良工事表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、副市長、総務企画部長、財務部長、農林部長、建設部長、上下水道部長及び契約検査課長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第8条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、横手市副市長事務担任規程(平成19年横手市訓令第16号)に規定する財務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

2 副委員長は、財務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(表彰候補者の報告)

第10条 委員長は、審査の結果に基づき、表彰候補者を市長に報告しなければならない。

(表彰)

第11条 市長は、前条の報告に基づき、被表彰者を決定するものとする。

2 表彰は、毎年9月末までに市長が行う。

3 被表彰者に対しては、表彰状を授与する。

(表彰の取消し)

第12条 市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) この告示に基づいて表彰を行った建設工事(以下「表彰工事」という。)において瑕疵があったとき。
- (2) 表彰工事に関して損害賠償請求事由が発生したとき。
- (3) 表彰工事の請負業者が法令違反等により処分を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が表彰にふさわしくない行為があると認めたとき。

(庶務)

第13条 審査委員会等の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第65号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第78号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第50号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第69号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

別記様式(第6条関係)

(表)
優良工事推薦調書

工 事 名		
施 工 場 所		
請 負 者	住 所	
	商号又は名称	
	代 表 者	
技 術 者 氏 名	現場代理人	
	主任技術者	
	監理技術者	
請 負 金 額		
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工 事 概 要		
工 事 成 績 評 定	1. 施工体制	点
	2. 施工状況	点
	3. 出来形及び品質、出来ばえ	点
	4. 技術力	点
	5. 創意工夫	点
	6. 社会性等	点
	7. 法令遵守等	点
	合計点	点
推 薦 理 由		

(裏)

優 良 技 術 者 表 彰 対 象 事 項 関 係 事 項	氏 名					
	年 齢					
	役 職					
	①	工 事 名				
		工 事 期 間	自	年 月 日	至	年 月 日
		工 事 種 別				
		役 職				
	②	工 事 名				
		工 事 期 間	自	年 月 日	至	年 月 日
		工 事 種 別				
		役 職				
	③	工 事 名				
		工 事 期 間	自	年 月 日	至	年 月 日
		工 事 種 別				
		役 職				
当該工事以外の直近工事の実績		工 事 成 績 評 定 点				
		工 事 成 績 評 定 点				

		工 事 種 別	
		役 職	
		工事成績評定点	
	雇用状況	対象年度末における雇用年数	
		現 在 の 状 況	
工事主管課	発 注		
	監 督		